

陸上自衛隊徳島駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	徳島県阿南市	那賀川町小延四百十三番地一
対象防衛関係施設 の区域	徳島県阿南市	那賀川町江野島、那賀川町小延及び那賀川町島尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設 周辺地域	徳島県小松島市	坂野町岡ノ下（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町加喜内（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町春日（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町神長（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町経塚（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町高野、坂野町境野、坂野町シヅ田（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町シャウ内（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町紫蘭壘、坂野町高塚（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町竹のはな（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町天神東、坂野町天神前、坂野町豊田、坂野町野房（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町東溜り、坂野町平間、坂野町松コロ、坂野町宮ノ東（次の図面に示す部分に限る。）、坂野町向原及び坂野町柳瀬
	徳島県阿南市	那賀川町今津浦喜来（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町今津浦宮面（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島網干（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島大久保（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島塩ケ崎（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島野上（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町色ケ島向原（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町江野島（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町黒地（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町小延、那賀川町敷地、那賀川町島尻（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町八幡大久保（次の図面に示す部分に限る。）、那賀川町八幡前川（次の図面に示す部分に限る。）及び那賀川町豊香野
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十三度五十九分二秒、東経百三十四度三十九分七秒の点 二 北緯三十三度五十八分四十四秒、東経百三十四度三十九分三十五秒の点 三 北緯三十三度五十八分二十九秒、東経百三十四度三十九分四十秒の点

	により囲まれた海域	四 北緯三十三度五十八分十九秒、東経百三十四度三十九分四十二秒の点
<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 		

陸上自衛隊徳島駐屯地周辺地域
(徳島県阿南市那賀川町小延4 1 3番地1)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

